

# 市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131  
第15号 88/3 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

おわびと訂正・前号10頁、園田学園高等部とあるのは、園田学園高等学校の間違いでした。関係各位におわびいたします。

## 進学保障制度の存続を求め 五〇〇人の市民集会もたれる

救援会事務局

去る三月一五日入試前日、夕方、「公立高校の定員内切り捨て・進学保障制度打ち切り反対」芦屋市民集会が、芦屋市役所前で開かれました。

教育共闘会議の呼びかけにに応じた芦教組・市芦・武庫高・水道労・同盟・社青同等の労組・運動団体に加え、「教育を考える会」・「障害児の市芦進学を実現する会」・市芦救援会・「支援する会」・「東伸小川の会」等の市民運動団体も参加して五百人の大集会となりました。子供たちの教育権を奪おうとする差別教育行政への激しい怒りをこめ、市内デモを行ないました。

市教委は、障害児の進保存続を求める「実現する会」との交渉をかたくなに拒否し、三月に入って連日の抗議行動がもたれる中で、昨年は拒否した障害児の「別室受験」について今回やっと認めました。しかし、「制度見直し」の攻撃は強く二〇日の合否発表は予断を許しません。

さらにこの通信がお手許に届く三月末日には、市芦分会つぶしの強制配転が充分予想されます。それらの動きについては「緊急通信」等でお知らせしていくつもりです。

また、二月二九日開かれた第六回公開口頭審理において、「過員解消のための配転」と主張しつつ、「過員」の定義すら明らかにしない処分者側の居直りを今後とも激しく追及していく必要があります。次回審理以降は、証拠・証人調べに入っていくこととなりますので、多くの方々の傍聴を重ねてお願いいたします。

審理 第七回 四月十二日(火) 10:30~12:00  
第八回 五月二十四日(火) 3:30~5:00

も / く / じ

### 第六回公開口頭審理記録要約<抜粋>

人事異動方針はあったがその公表はできぬという不可解さ

|                      |            |    |
|----------------------|------------|----|
| 市芦救援会事務局             | 2          |    |
| 資料 求釈明・釈明関係書面        | 4          |    |
| 生徒たちによる教育権を守る闘い      | 市芦分会字報第96号 | 9  |
| 生徒通信 一人ひとりの要求をぶっつける  | 生徒会長 Y     | 10 |
| すべての子どもに後期中等教育を保障しよう |            |    |
| 子供の進路をとぎす定員内足きり      |            | 11 |

第六回公開口頭審理記録要約(抜粋)

人事異動方針はあつたがその公表はできぬという不可解さ

市芦救援会事務局

処分者側(以下処と略)―六二年の一六号事件の個別の求釈明が出ておりますが、それについて三月十日ぐらいいまでに検討のうえ回答すると返事させて頂いてましたが、

内容を見ますと、第二準備書面(十二月八日、六人釈明)の冒頭で書いてありますよ。うな事で、現段階ではお答えするものがないという事で、二月二五日付第三準備書面をもって私共の釈明という事で御理解頂きたい。

審査長―申立人側の求釈明事項も検討中で、委員会として三月中旬ぐらいいには結論を出したい。

申立人側(以下申と略)―先回以降、一月三十一日付で六一年六二年両方の事案と、二月一八日付で六二年分の求釈明書を提出して

おり、それに対して二月二五日付第三準備書面を頂いている。最近頂きましたので、

検討できる範囲で若干意見を申し上げたい。まず、六一年鈴木先生の分で重要な点だけ申し上げると、特に今回の配転の理由に

された過員に関して六人にわたり求釈明している。その回答は、当時の定数が五七名でその内に指導主事を含むという。六〇年度末に十一名であったということだと、少くとも市定数条例に関しては過員という状態ではなく、逆に定員割れであったという事実が明らかにされている。

第六項で、事務局に勤務する指導主事の件で、市条例に定める市教委の事務局の職員が市芦教員定数とは別に定められており、その事務局職員と事務局に勤務する指導主事とは異なるのか否か。異なるのであればそれを区別する根拠を明らかにして頂きたいとお尋ねした。これは事務局勤務の指導主事がいかなる定数の中で、どういう扱いをしているのか、本件処分の重要な点であります。

これについては、異なるとして六二年の改正前の市芦教員定数は指導主事を含むが、改正後の市条例では明確化のため、指導主事・指導員は市教委事務局職員あるいは

教委所管の学校以外の機関の職員の中、その他定数の中に位置づけられるというお答えです。

条例改正前においては、教委の事務局の職員というのと、事務局に勤務する指導主事というのを異なって扱っておられる。その区別の根拠は何かという事についてはお答えになっていない。

第二項、過員の根拠については、定数標準法を根拠と主張されているが、それだけなのかどうか。その答えは関連法令も含むとあり、根拠は何か不明。

第四項、人事異動方針について、「公表するような確たるものがない」のか、「何らかの理由で公表できない」のか不明確だ。次に七・八項、申立人の人事異動をなした人員配置計画とはどういうものであったのか。増員の要請の内容についても全くお答えがない。処分の必要性についての争点となるので是非答えて下さい。

次に九項、本件の申立人の身分上の扱いがどうなのかという非常に重要な問題で、「地教法」一九条に定める、いわゆる「あて指導主事」(四項)か否かです。いいかえると、市芦高校に在籍する教員である身分を失なっているのかいないのか是非とも明らかにして頂きたい。

処―まず第四項、一の(六)項については、明確

化のためにこういう風にした。第二項は、標準定数法あるいは関係法令に照応させてもこれだけ人数が余っているという事を申し上げている。第四項については、文字通り公表できるようなものはないという事です。すから、書面にかいてある通りです。

審査長―第二項の過員の根拠の問題ですが、照応させたということで私共わかりにくいんですが、要するに根拠にしたという事ではないんですか。

処―根本は、一学級減ったという事です。それが定数標準法によれば二名余りますという答えなんです。

審査長―それはそうですが、過員の根拠としてまず第一に定数標準法をかかげられて、および関係法令という風に書いておられる。法律を列挙され、どう読むのかと思っただんですが、過員の根拠としてこれらの法律があるという理解してたんですが、それではないんですか。今のお話ですと少しちがうみたいですね。

処―過員の問題については基本的には一学級減ったという事があるが、いわゆる市の教育改革ですね。イロイロあるわけですね、直接的にはという風に理解していただきたらと思います。これだけかといわれるといろいろあると答えざるをえないのでして、ともかく一学級へったと、それを標準法で

みると過員になるという事です。

処―この学級について標準法で計算すると二名よりもっと減るわけです。うんと少くなるわけです。ようするに一学級減れば二名減って当然で、あともっと細かく計算するともっと少なくなる、そういう主旨がこの中に含まれておる。

審査長―そうしますと、標準定数法が根拠になって、あとは参考にしたという事か

処―・・・学校全体の標準定数法及び図書館法等で計算すれば、二名以上もっと少なくなるわけで、全体計算という事では、法律などすべて根拠になっている。

申―一学級へって過員が生じたと言われましたが、逆にクラスがへらなければ過員はおり得ないわけですか。

処―標準法によって計算すればもともととクラスがへらなくても余ってたわけで、端的に目に見えた形で一学級へりましたから二名は当然ありますという主張です。申―その他の点で、四項、異動方針についてあるけれども何らかの理由で公表できないという事ではよろしいか。

審査長―私はそう理解しています。申―では、公表されない理由は明確にして下さい。

審査長―おっしゃることはよくわかりますが、処分の正当性が今後の審理で問題になって

いく過程で、処分者側としてむしろその点について積極的に主張しなくては不利だという事態がくるかもしれませんので、そういう風にもっていかれるのが審理テクニックじゃないですか。

申―九項で、本件処分申立人は市芦高校の教員の身分を有しているのかいないのか今の段階で明確にして頂きたい。

処―教員身分を保有したまま指導主事の職務に従事するものと書いてある。教育職(1)適用職員として身分を保有したままです。

審査長―少しわかりにくいですが、在籍していることと教員であることは、常識的にいうことですが、ただそれについてどうしても釈明しなくちゃいけないかどうかについては相談して決めたい。

処―この処分では、法律上の身分の変化はないと言っているので、求釈明への答えとしては十分ではないか。

審査長―在籍の問題と、それから教諭のままであってそれについて変わらなないんだという事の問題で、それが在籍のままであるかないか、この不利益処分という事について関係するののかという主張があった段階でまた考えたいと思う。

申―(六人の件の再求釈明について朗読。書一面掲載のため省略)

# 資料 求釈明・釈明関係書面

昭和62年12月8日

昭和62年(不)第一号

不服申立人 森村 啓一

処分者 芦屋市教育委員会

芦屋市公平委員会

委員長 佐藤 貞晴 殿

処分者主任代理人 俵 正市

代理人 寺内則雄

## 第二準備書面

昭和六十二年十一月十二日付不服申立人の求釈明書について下記のとおり答弁します。なお、下記記載以外の釈明事項については、本件処分理由とは無関係あるいは処分者が主張していない事項ないしは、証拠調において必要に応じ明らかにされるものであって、釈明の限りでないと考えます。

記

### 一、求釈明第十一項について

(市芦定数三二名の算出根拠は) 芦屋市では、処分者第一準備書面にて明らかにしたように、一学級の生徒の数について、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職

員の標準等に関する法律」(以下「定数標準法」という)第六条により四五人を標準とすべきところを三五人としているのであるが、この三五人を基にすれば芦屋市立芦屋高等学校(以下「市立芦屋高校」という)における昭和六十二年四月一日時点における学級数が一、二学級と見込まれた。そこで、これら学級数を前提に教職員定数の標準を算出してみる。まず、校長

の数は、定数標準法第八条により一人、教頭、教諭、助教諭の数は、同法第九条により、同条一項による一人(市立芦屋高校の場合六学級以上の全日制の課程に該当して、その課程の数は一となる)、同条二項による二七人(六学級×2.5+6学級×二)、同条四項による一人(市立芦屋高校の場合九学級から一七学級までの課程に該当して、その課程の数は一となる)を合計した五人、養護教諭の数は、同法第十条により一人、以上の結果、一学級の生徒の数を三五人として定数標準法による教職員定数の標準を算出すると三一人(二七+二九+一)となる。

### 三、求釈明第十四項について

(教員定数三二名の中に助教諭は含まれるのか)

現行の芦屋市職員定数条例第二条の高等学校の校長および教員の三二人の中には、処分者第一準備書面にて明らかにしたように、助教諭は含まれていない。したがって現在、条例上の定員数は三二人となつてはいるが、現実の配置は二九人である。

なお、蛇足ではあるが、今回の改正前の芦屋市職員定数条例における高等学校の校長および教員の定数五七人は事務局に勤務する指導主事一七人を含んだものであったが、明確化のため新条例の定数三二

人の中には、事務局に勤務する指導主事は含まれていないことを念のため付言しておく。

### 四、求釈明第三項について

(多種多様な授業とは)

少人数による選択講座を二年生からも開設したこと(従前は三年生のみであった)、あるいは教科科目の英語Ⅱが英語A、同B、同Cに細分化され単位数が変わったことを指す。

### 五、求釈明第二六項について

(組合員二名を担任からはずした理由は)

校務分掌上、吉沢教諭を総務部長に、神谷教諭を障害生担当の教科代表に、各々割当てた結果、学級担任をはずさざるを得なくなつたのである。

### 六、求釈明第二九項について

(「教育職を保有したまま」とはどういう意味か)

「芦屋市一般職の職員の給与に関する条例」に規定する教育職給料表(一)適用職員の身分を保有したままということを目指す。

### 七、求釈明第三〇項及び第三一項について

(指導員とは、指導主事との差異は)

指導員とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地方教育行政法」という)第三条第二項にいう「事務職員」に該当する。公職名は、「芦屋市教育委員会所管の職員の職名に関する規則」第三条にいう「事務吏員」である。職務内容は図書館法第三条に規定する図書館奉仕の事務に従事するものである。なお、指導主事は地方教育行政法第十九条第三項に規定する事務に従事するものである。

昭和63年1月31日

昭和62年(不)第1号第6号

芦屋市公平委員会

委員長 佐藤 貞晴 殿

不服申立人 森村啓一外5名

上記代理人弁護士 分銅一臣

同 在問秀和

同 村田 喬

## 準備書面

(再求釈明その一)

上記事件について、処分者側の昭和六十二年二月八日付第二準備書面における処分者側の釈明に対し、更に次のとおり再求釈明をするとともに、釈明のないものについては釈明の必要性についての意見を述べる。

記

### 一、求釈明第一項ないし第一〇項について

不服申立人らは上記求釈明事項において、市立芦屋高校の教員削減について処分者がいつから検討を始めたのか、その動機は何か、どのような意見聴取をし、どのような審議をしたのか、あるいは市議会への趣旨説明、資料は如何なる内容であったか等を明らかにするよう求めているものであるが、処分者は全く釈明に応じない。し

かし処分者は、「芦屋市職員定数条例(以下定数条例という)の一部改正によって市立芦屋高校の教員定数が減少した。よって過員解消の措置の一つとして本件人事異動を行った」と主張するのであるから、定数条例改正の経緯は本件を判断するについては極めて重要な問題であり、釈明に応じるべきである。

なお処分者は求釈明に応じない理由として、次の①ないし③のいずれかにあたるからと主張している。

- ①本件処分理由とは無関係
- ②処分者が主張していない事項
- ③証拠調において必要に応じ明らかにされるもの

(以下、釈明拒否理由①ないし③という)

求釈明第一項ないし第一〇項が釈明拒否理由①、②に該当しないことは上述した処分者の主張から明らかであるから、処分者は釈明拒否理由③に該当するといふのであろう。そうすると仮りに現段階で釈明に応じないとしても、証拠調のどの時期に明らかにするのかについては明確にして載きたい。

二、求釈明第十一項について 処分者は、市立芦屋高校の「校長および教員」の定数三二名の算出根拠については釈明に依拠している。

しかしながら「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員の標準等に関する法律」(以下定数標準法という)第七条、第十一条によれば教職員定数の中には実習助手一人が含まれると解されるところ、処分者の算出には実習助手が含まれておらず、逆に定数標準法上規定のない司書教諭一人が含まれている。

よって定数標準法と処分者の算出方法が一致しないのは如何なる理由によるのか再求釈明をする。

### 三、求釈明第十二項について

実習助手と司書教諭の問題については第十一項と同じ再求釈明をする。また処分者は「一学級の生徒の数を四五人とすると、学級数は一〇学級となる」と主張するが、市立芦屋高校の現状は「一学級三五人、二学級」の体制にある。よって処分者の上記主張は仮定に基くものであり、全く意味がないと考えられる。処分者の「一学級四五人、一〇学級のときの教職員

定数は定数標準法によると二八名となる」との答弁は処分者の主張と如何なる関係に立つのか明らか

にされたい。

四、求釈明第一三、第一四項について 助教諭が定数条例第2条の定数三二名の中に含まれないのであれ

ば、昭和六二年四月一日当時市立

立芦屋高校の校長及び教員の数は二九名なのであるから、処分者の主張によっても当時の過員は三名にすぎなかったのではないか。そうだとすると何故不服申立人ら六名を人事異動したのか、その理由を明らかにされたい。

五、求釈明第一五項について 前述のとおり処分者の主張によ

ると教員定数の中に実習助手を含まず、司書教諭を含んでいる。市立芦屋高校に配置されているとい

う二九名には、誰が含まれ誰が含まれていないのか明確にしてお

なければ過員とは何か、本件人事異動によって如何なる問題が生じたか等の議論を進めることが困難である。よって二九名全員の氏名職名を明らかにするよう求める。

釈明拒否理由③に該当するのであれば、いつ明らかにする予定なのか答弁されたい。

また「指導員」との名称やその職務内容は如何なる法律に定められているのか明らかにされたい。十六、求釈明第三二項について 従前、教諭から指導員に配置換え

えされた事例は存在しない。本件人事異動の不当性を裏付ける事実

というべきであるから重ねて釈明を求める。

記

第三準備書面

昭和六三年一月三一日付不服申立人の準備書面について下記のと

おり答弁いたします。

六、求釈明第一六項について 本件人事異動は定数条例と密接

な関連があるのであるから、条例上の教員定数の変遷、実教員数の推移等は本件を判断するにあつては必要不可欠の事項である。即

ち定数削減問題については、市立芦屋高校における教員数の変化に

ついて過去に遡及して考察すべきであり、処分者の釈明を求める。釈明拒否理由③とすると、いつの段階で明らかにするのか答弁されたい。

七、求釈明第一七項について 第九項について

定数条例における教員定数が改正前は五七名と定められていたについては、正当な理由が存する筈である。今回の改正によって三二名と激減されたことの不当性を判断するについては、従前五七名と定められた理由および五七名中に含んでいたという指導主事一七名が現実存在していたのか否か明らかにされる必要がある。

また現在は、市立芦屋高校籍の指導主事が存在するのかが明らか

にされる必要がある(不服申立人らの調査によると存在するとされている資料が存在するよう

である)。一、第一項について 不服申立人は、定数条例改正の経緯は本件を判断するについては極めて重要な問題であることを釈

明の根拠とされるが、昭和六二年十月十三日付処分者の第一準備書面(一)記載のとおり、条例制定過程に対する非難と本件人事異動とは無関係・筋違いのものであるので釈明の限りでないと考える。

二、第二項について (1) 本件人事異動は、任命権者である芦屋市教育委員会が、「芦屋市職員定数条例」の一部改正によ

って過員解消をとらなければならぬこととなったことによるが、公立高等学校における教員数の定数は、定数標準法に規定があるので、右条例改正が、同法及び関連法令を準拠(参考)しながら、なされたものであると史料されるのである(条例制定権はあくまでも市議会にあるのである)。

(2) すなわち、芦屋市職員定数条例における高等学校の校長および教員の定数と定数標準法という教員とは必ずしも一致していないし、一致させなければならぬものでもない。このことは、定数標準法の教員の中には、実

ある)。

釈明拒否理由③とすると、いつの段階で明らかにするのか答弁されたい。

八、求釈明第二一、第二二項 および第二四項について

いづれも処分者の主張に基づく求釈明事項であるから釈明拒否理由①②には該当しない。本件人事異動が教育現場に如何なる混乱とマイナスを与えたかを説明するた

めには是非とも明らかにされるべき事項であり、重ねて釈明を求めるものであるが、仮りに釈明拒否理由③に該当するといふのであれ

ば明らかにする時期を答弁された

九、求釈明第二三項について 「英語IIが英語A、B、Cに細分化され単位数が変わったこと」によって時間講師を新たに必要としたのか否か明らかにされたい。

十、求釈明第二五項について 処分者の主張によると「持ち上

り」と本件人事異動とは無関係のことではないのであるから釈明に

応じるべきである。釈明拒否理由③とすると、いつの段階で明らかにするのか答弁されたい。

習助手のみならず、事務職員まで含まれていることからみても明らかである。

(3) したがって、改正後の芦屋市職員定数条例における公立高等学校の校長及び教員の定数には、定

数標準法では教員である助教諭、実習助手、事務職員が含まれておらず、この意味で、校長及び教員の定数についてのみ、あくまでも標準定数法を準拠あるいは参考の一つとして定められたものと解されるのである。

三、第三項について 芦屋市立芦屋高等学校について

定数標準法における一学級の生徒を四五人とする標準を採用して、現行のように助教諭、実習助手、事務職員を除き芦屋市職員定数条例の「校長及び職員」の数(但し、司書教諭を含む)を算出すると二八名となり、現行の定数三二名は余裕のある数ということである。

四、第四項について 昭和六二年二月八日付処分者の第二準備書面第3項記載のとおり、現在、条例上の校長および教員の定員数は三二人であるが、現

十一、求釈明第二六項について 従来学級担任と総務部長ないし

障害生担当の教科代表を兼任していたことがあるにもかかわらず、何故今回のみ担任からはずしたのか明らかにされたい。

十二、求釈明第二七項について 県市交流、他市交流の人事異動

は従来本人の希望、同意に基づいてのみ実施されてきたにすぎない。然らずとするならその実例を明らかにされたい。

十三、求釈明第二八項について 本件人事異動は通常の人事異動

とは大きく異なる経緯でなされているのであり、本件の異常性を理解する上で必要な事項であるから釈

明に

十四、求釈明第二九項について 処分者の答弁によると、不服申立人らは「教員」の身分にあるといふことなのか否か明らかにされたい。また「芦屋市一般職の職員

の給与に関する条例」に規定する教育職給料表(一)を不服申立人らに適用する根拠は何か明らかにされ

たい。十五、求釈明第三〇、第三一項 指導員が地方教育行政の組織及

三人が本定員内職員として配置されている。この配置は、臨時的任用職員の免職回避や異動が困難であることからみても妥当な措置と言わなければならない。

五、第五項、第六項について 不服申立人において、必要があれば明らかにされるべきものである。

六、第七項について 昭和六一年度は指導主事が十七

名であった。その余の釈明の点は、本件人事異動とは無関係で答弁の必要がないと考える。なお、市立芦屋高校籍とはいかなる意味か明らかにされたい。

七、第八項について 教科間のバランス、適材を考慮

しとは、本件人事異動に当って対象を特定の教科に偏することなく、しかも配置先の勤務内容を考慮し

という意味である。その余の釈明の点は、不服申立人において必要があれば明らかにされるべきものである。

八、第九項について

英語の時間講師は、英語II(五単位)の必修制から、英語II(五単位)、英語II A(三単位のうち英会話一単位を含む)、英語II B

(三単位)、英語ⅡC(三単位)の選択制に変わり、新設の英会話のために採用したものである。

九、第一〇項について

昭和六十二年十月十三日付処分者の第一準備書面第二項記載のとおりである。

〔通信No.11所収〕

十、第十一項及び第十二項について

処分者が主張していない事項であるので、釈明の限りでないと考ええる。なお補足すると、処分者はあくまで県・市交流、他市交流の人事異動もあり得るということを主張しているのであって、本人の希望・同意の有無については一切触れていない。

十一、第三項について

法律上人事異動に校長の意見聴取は必ずしも必要とされていない。本件においては、処分者は校長の意見聴取について主張していないので釈明の限りでないと考ええる。

十二、第四項について

不服申立人は、教員(「芦屋市一般職の職員の給与に関する条例」に規定する教育職給料表(一)適用職員)の身分を保有している。

十三、第五項について

不服申立人森村啓一は地方教育

にすることを拒否している。しかし、これまで芦屋市教育委員会に對しこれらの閲覧申請をすれば、公表されてきたものである。しかるに、そのことが最も重要な問題となる本件審理において、明らかにしないというのである。処分者は、上記「方針、要領」を明確にしないまま本件審理を進めようというのである。もし、処分者が、本件処分を正当性を真摯に主張しようとするのであれば、当然明確にさるべきものである。それがなしえないというのであれば、少なくとも、その理由を明らかにすべきであろう。

四、求釈明第七項及び第八項について

本件処分の必要性について、これまで処分者は、極めて抽象的な主張しかしていない。真に「必要性」があったというのならば、具体的な「増員」要請の内容・時期、及び「人員配置計画」の内容について明確にさるべきである。ことに、申立人については、「昭和六三年度高校総合体育大会」の「芦屋市準備委員会事務局」に配属されているが、この大会は昭和六三年八月に行われるものである

行政の組織及び運営に関する法律

第三十一条第二項の事務職員に、その余の不服申立人五名は同法第九十一条第一項、第二項の事務職員に各々該当するが、退職・採用の手続をとる必要はない。指導員の名前については「芦屋市教育委員会所管の職員の職名に関する規則」第四条で定められており、その職務内容については、昭和六十二年二月八日付処分者の第二準備書面第七項記載のとおりである。

十四、第六項について

処分者が主張していない事項であるので、釈明の限りでないと考ええる。

昭和63年3月10日  
昭和61年(不第3号)  
芦屋市公平委員会  
委員長 佐藤 貞 晴 殿  
不服申立人 鈴木紀之  
申立代理人弁護士 分銅一臣  
同 村田 喬  
同 在間秀和

上 申 書

処分者側は、昭和六三年二月二十五日付第三準備書面において、申立人の求めた再求釈明に対し一応

にもかかわらず、申立人については、その職務の終期さえ明確にされていない。このような人事異動は極めて異例というほかない。

五、求釈明第九項について

この点の求釈明の趣旨は、常識的に理解できるが、本件申立人が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第十九条第四項にいう所謂「充指導主事」に該当するの否か、という内容である。即ち、申立人は市立芦屋高校の教員

の釈明をなしている。しかしながら、以下述べる点については、未だ処分者側の主張は明確ではなく、また、極めて重要な点でありながら、その主張がなされていない部分もある。本件審理を円滑に進行させる上でも、以下述べる点は審理の当初の段階において明確にされるべきであり、貴委員会において処分者側に対し釈明権を行使して頂きたく以下上申する。

一、求釈明第一項について

⑥項について、申立人は、「事務局に勤務する指導主事」と「教育委員会の事務局の職員」の異同並びに異なることすればそれを区別する根拠の釈明を求めた。これに対する処分者側の「釈明」は、「異なる」との結論を述べながら、その説明においては、昭和六二年の条例改正前後で扱いが異なるとの説明をなすに止まるのである。これは実質的には全く釈明に感じていない。

本件処分が、市立芦屋高校の教員等の「過員」を重要な根拠としてなされたことは、これまでの処分者の主張により明確である。上記記事実は、この「過員」についての重要な争点である。処分者の主張によれば、「事務局に勤務する指導主事」と「事務局の職員」とは異なるという。上の扱いは「高等学校の校長および教員」との扱いであり「教育委員会の事務局の職員」とは異なるという。しかし一方で、条例改正後は「教育委員会の事務局の職員」等に当たる、というのである。処分者は、結局「事務局に勤務する指導主事」と「教育委員会の事務局の職員」が異なること主張しながら、両者を区別する根拠、理由について何ら釈明していない。特に、条例の改正前後で扱いを変えたという以上、この点の説明が十分なされなければならない。

二、求釈明第二項について

求釈明の趣旨は、「過員」の根拠は「定数標準法」だけか、というのであり、それに対する釈明が、「定数標準法及び関係法令に照合させたこともあげられる」というのであり、明らかに釈明になっていない。「過員」の根拠についての重要な争点であり、現段階では非共明確にされるべきである。

三、求釈明第四項について

処分者は、職員の異動方針について、「基本方針、実施要領」の存在を肯定しながら、それを明確

として在籍しているの否か、の点である。処分者は、この趣旨を十分理解しながら、「指導主事」と「充指導主事」は相排斥する概念ではない、等と、意識的に問題点をほぐらかそうとしている。

いまでもなく、高等学校の教員たる身分は、いずれかの学校に在籍していることが当然の前提である。どこの学校にも籍がない教員というものは存在しない。申立人は勿論もとの採用において

は、市立芦屋高等学校の教員として採用された。それが本件処分に於いて変更があったのか否か、極めて重要な点である。処分者は「不服申立人に法律上の身分に変化をもたらすものではない」と主張するが、そうであるならば、上記の点について正面から明確に答えられるべきである。この点は、本件の処分法律上の問題点を判断する上で極めて重要である。

# 生徒たちによる教育権を守る闘い

市芦分会字報 第九六号

「教育改革」によって教育権を侵害された生徒たちによる、教育権を守る闘いが続けられている。二月一三日に続いて二月二二日も、午後三時から約二時間にわたって、生徒による教頭・校長の追及が行われた。昨年一月九日、生徒たちの「教育改革で勉強が分からなくなった」との抗議に教頭が謝罪したとき、生徒たちは校長との話し合いを要求した。それに何

の回答もせず逃げきろうとした校長がついに生徒たちに直接要求をぶつけられることになった。生徒たちの理路整然とした要求に對して、校長・教頭の回答は極めて貧困、非教育的な内容であった。

「去年一年の時は勉強わかったんや。それが、二年になって(改革後)全然わからんようになったんや。サボって言うんやな

い。一学期の間は一生懸命勉強したんや。でも、全然わからんかった。何で講師の先生に変えたんや。俺らさばりたいから文句言うとんと違うぞ。さばる思たら講師の方がええんや。講師がどんな授業してたか言うたら。授業わからんから少し騒いでいたら、出席にしたらから出て行けいんやぞ」

「今日、飛ばされた先生がきつたやろ。先生らも市芦へ帰った

言うてるし、俺らも帰って欲しいいうてる。だから、先生を返したらええんや。そんな簡単なことがなんででけへんのや」「教頭や校長は、権限、権限言うけど、おまえらには権限多すぎるんや。俺らには権限(教育権)ないんかいや」「俺ら、悪いこともしてきたし、俺ら三人だけが言うとなんやったら勝手なこと言うと思われてもしかたないけど、ごつつつうまじめな子もみんなが言うてるんや」「俺らが入学したときはほんわかした雰囲気があったんや。俺が鑑別所から家へ帰れる言ったら、石田先生と山中先生が泣いて喜んでくれたんや。あんな雰囲気に戻して欲しい」

「県芦みたいな学校もあってでもええけど市芦みたいな学校もあってええんやと違うんか。勉強できる奴だけ入れるんやったら、街に中卒の子があふれるで。市芦へきて、悪いことしとったのが立ち直って卒業して行っただいっばいおるで。俺のおにいちゃんみたいに」「市芦に障害研があるし、俺ら障害児と付き合いが長いから、街で障害者見ても何の違和感もない。これええこと違うんか。障害児も

に変わってからは、カリキュラムが変わる前の市芦のように、本当におちついて学校生活を送れているでしょうか。  
世間では『市芦がよくなくてね』と言う人もいます。でも本当にそうなのかどうかは私ら市芦生徒自身が一番よくわかってると思う。  
『今年、私達の市芦の授業内容が大きく変わりました。私はこの市芦に来てクラスにもなじみ、友達もでき先生と生徒の信頼関係の中でおちついて勉強できるようになっていました。ところが今年になって突然カリキュラムが変わったのです。本当にこれが市芦をよくするためなのか。  
本当にこれが生徒のためを思っているのか。  
私は毎日の授業もおちついて勉強できず不安です。自分のクラスで自分のクラスのみならず勉強したい。私は一日も早く、おちついて勉強できるクラスにもどりたい。これが2年最初の自分の気持ちだった。2学期に入ってからもよくなるどころか、先生が次々かわっていく。授業ごとにあっち行っ

市芦にいれようや」「校長・教頭の対応は余りにも貧困すぎて書く値打もないが、少しだけ書いておくと、

「それは校長先生の権限です」「それは教育委員会が決めることです」「私には権限がない」「先ず君らがすべきことをしなければいけない」「君らの意見を聞いて

### 生徒通信

山村市長殿  
松本教育長殿  
前田校長殿

#### 要求書

一、前の授業・前の先生の方がわかりやすいし  
楽しかったので前の授業に戻して下さい。  
一、鈴木先生をはじめ七人の先生を戻して下さい。  
時間講師の先生の授業をやめて下さい。

二年生有志

#### 一人ひとりの要求をきいてくれる

生徒会会長 Y

僕たち高校生活2年目に入ってから授業が変わってしまいました。僕たちは変わる前の授業と新しい授業と両方知っていますが、その新しい改革があまりにも矛盾であっ

次にあげる文章は一生徒の意見です。  
僕たち2年生全員が思っているし、これから入ってくる生徒のためにも一日も早く前の市芦に戻して下さい。そして生徒の声を聞いて下さい。  
昭和63年2月20日  
PS・協力ありがとうございました。  
おかげで2年生全員と1年生以上の署名が集まりました。  
これからも、自分達の学校を自分達のものにするために一緒に頑張ってください。  
このままでいいの  
私たちの市芦  
今年、市芦のカリキュラムが急

### 「学校改革やめて」

#### 配転教諭復帰など要求

「この改革に反対です。」「この改革は、生徒を無視した改革、やりこち行ったり、いきなり授業は増え、生徒を無視した改革、どんどん私たちの自由はうばわれて、息苦しくなってきました。そのため、学校をやめていく生徒も出てきました。どうか、私達が安心して



市芦市立高等学校の生徒と教職員が配転教諭の復帰などを求める集会を開いた。(前田校長)

朝日新聞<88・2・26>

た。でも本心は、別に言われたからではなく、わたしも市芦に行くうと思っただけです。知り合いの大人の人の話によると、市芦という高校はあまりいい風には言われていないけれど、わたしは、黙って、心のなかでわかっておく。一年前は、この人たちと一緒に、ハッキリ知らないうわさを流していた。はずかしい」

(A子)

「わたしの家は、家族が多く、病気になる人も多い。父が、持って帰る給料だけでやっていけないので、市から奨学金をとっています。私立なんて、とてもいいません。公立でも奨学金を絶対に

すべての子どもに後期  
中等教育を保障しよう

子どもの進路をどきす定員内足きり

わたしは市芦に行きたい

「お母さんが、『市芦にしときなさい』と言ったので、そう決

とらせてもらえる、そしてあまりお金のかわらない市芦にいたい。でも、今までの市芦とすぐく違った市芦が出来つつあり、自分にあつた高校なのか不安です」(K子) 二人共昨年の受験生ですが、いつの年でも、市芦はわたしにとつて「唯一の高校だ」という思いで受験をしています。そんな子どもたちが三三名も昨年は不合格にされました。しかも、定員内でした。

### 市民運動から生ま れた市立芦屋高校

「高校教育を涙をのんで断念する子が、もっとたくさんいるにちがいない。どんなにつらいことだろう。大人になっても忘れることのできない傷となって、残ることだろう。それをみすぐすことのできない私となってしまうました。それから、ほかの母親たちと一緒に、市立高校の設立運動に立ち上がっていきました。やつのことで行政や議会の理解を得、母親の力で市立高校の設立を勝ちとることができました」(「石ころばあちゃんひとりごと」より)このような運動の中で創りだされたのが市芦です。

さらに一九七一年より、「進学保障」制度をはじめとして、すべての子どもたちに高校教育を保障するとりくみを進めてきました。どんなにしんどい実態を持っていても子どもたちであっても切り捨てることなく、市民の高校に大事に受け入れていこう、という努力をしてきました。

高校進学率の高まりと共に、高校は今や「義務教育化」しているといえます。それなのに、高校の門からいつまでたっても締め出されている子どもたちを、何とかしたいという芦屋のとりくみは、全国的に高く評価され、目標ともされてきました。

この優れたとりくみがつぶされようとしています。それが定員内「足きり」です。

### 親子の願いに 応える進路を

今年、定員一四一名の市芦にたいして、一三九名の子どもたちが願書を提出しています。この子どもたちは、市芦で学ぶことを心から願っています。親子の願いに真剣に応えるのが、市教育委員会と市芦校長の責務です。

昨年「足切り」された三三名のほとんどは、いまだに進学も就職も出来ない状況下におかれています。将来の生活設計はもとよりのこと、現在の生活を維持することすら出来ていません。このようなことを繰り返させてはなりません。

### 活動日誌(抜粋)

1988. 2. 7 ~ 3. 16

市民のみなさんと一緒に、定員内「足きり」反対を、市教育委員会と市芦校長に要求したいと思っています。  
一九八八年三月  
兵庫県教職員組合芦屋支部

- 2・7 教育共闘会議。
- 18 障害生保護者・市民ら対市教委交渉。「考える会」市芦校長に定員内切り捨て反対の申し入れ。
- 19 国労反失業キャラバン隊支援。県職・内藤失職処分八周年県庁前抗議行動・争議団交流会に参加。
- 21 東灘郵便局解放研講演集會に参加。
- 22 市芦分会校門前早朝生徒ビラ配布。
- 23 「実現する会」(八準)駅ビラ配布(25日)。市芦生徒が管理職に「教育改革」の抗議。市芦卒業式に右翼が妨害。生徒が「教育改革」反対で管理職に抗議署名を提出。
- 27 芦教組が市民対話集會。
- 28 「実現する会」正式発足集會。
- 29 第六回公開口頭審理。教育共闘会議。法対会議。
- 3・3 「実現する会」、連日市教委へ交渉申し入れ。市芦生徒の管理職交渉。
- 5 「実現する会」市長・教育長へ交渉申し入れ。
- 7 「実現する会」市芦校長に別室受験等の申し入れ書提出。市議會本會議で松本教育長が「実現する会」を誹謗中傷。
- 9 同盟公判傍聴。
- 10 市芦分会會議で障害生保護者の声を聞く。
- 11 市芦分会會議で障害生保護者の声を聞く。
- 12 「公立高校の定員内切り捨て、進学保障制度打ち切り反対市民集會」のデモに参加。
- 15 市芦入試。(全県一斉)
- 16 阪神地域春闘交流集會に参加。
- 17 阪神地域春闘交流集會に参加。